

## 協業組合の設立に係る総合点数の算定方法及び入札参加機会の確保に関する特例要領

### (目的)

第1条 この要領は、建設業者が設立する協業組合の受注機会の確保を図ることにより、建設業の構造改善を推進するため、高知県が発注する工事の入札参加資格審査における総合点数の算定方法及び入札参加機会の確保に関する特例措置（以下「特例措置」という。）を定める。

### (定義)

第2条 この要領における協業組合とは、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合をいう。

2 この要領における協業組合設立の日は、協業組合設立の登記の日とする。

3 この要領における等級とは、高知県建設工事入札参加資格者名簿に記載するランクをいう。

### (特例措置の対象)

第3条 この要領による特例措置の対象は、高知県内に主たる営業所を置く協業組合のうち、次の各号に定める条件をすべて満たすものとする。

(1) 高知県内に主たる営業所を置く 建設業者で構成されたものであること。

(2) 組合員の4者以上が高知県が発注する建設工事の入札参加資格を協業組合設立前に引き続き3年以上有する者であること。

### (総合点数の算定方法)

第4条 組合員の2者以上が協業組合設立前に同一工事種類の入札参加資格を有する場合であって、工事種類ごとの上位2者が同一又は直近の等級を有するときは、組合設立の日から5年を経過する日が属する年度まで、高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱第3条第2項により算出した当該工事種類の総合点数に当該総合点数の10パーセントに相当する点数（小数点以下は切捨て）を加えて算定する。

2 前項の規定による総合点数の加算は、組合設立前に組合員が有する最上位の等級の直近上位の等級に相当する点数に達するまでとする。

### (入札参加機会の確保)

第5条 土木一式工事については、組合員の2者以上が協業組合設立前に入札参加資格を有する場合であって、上位2者が同一又は直近の等級を有するときは、組合設立の日から5年を経過する日が属する年度まで、次の各号に定める等級の工事についても入札に参加させることができるものとする。ただし、協業組合設立前に、土木一式工事の最上位等級を有する組合員が1者でもいる場合には、この条の規定は適用しない。

(1) 組合員のうち、協業組合として新たに格付けされた等級の直近下位の等級を組合設立前に有する者があるときは、協業組合の等級の直近下位の等級

(2) 組合員のうち、協業組合として新たに格付けされた等級の2等級下位の等級を組合設立前に有する者があるときは、協業組合の等級の直近下位及び2等級下位の等級

### (適用申請及び変更報告)

第6条 この要領による特例措置の適用を受けようとする者は、別記第1号様式（協業組合設立による特例措置適用申請書）により毎年度ごとに申請するものとする。

2 前項の申請内容に変更があった場合は、別記第2号様式（協業組合設立による特例措置適用申請に係る変更報告書）により速やかに報告するものとする。

### (特例措置の適用認定)

第7条 前条の規定による申請があり、この要領に定める特例措置を適用するときは、別記第3号様式（協業組合設立による特例措置認定通知書）により申請者に通知するものとする。

(特例措置の適用除外等)

第8条 協業組合が次の各号のいずれかに該当する場合は、この要領に定める特例措置は適用しないものとし、前条の規定による適用認定を行っている場合はこれを取消すものとする。

(1) 組合員の脱退等により、協業組合設立の目的が達せられないと認められる場合

(2) その他この要領に定める特例措置を行うことが著しく不相当と認められる場合

2 前項により適用認定を取消した場合は、必要に応じて入札参加資格における等級の見直し等を行うものとする。

附則

この要領は、平成19年10月1日から施行し、同日以降に設立された協業組合について適用する。

附則

この要領は、平成25年4月1日から施行し、同日から平成28年3月31日の間に設立された協業組合及び平成25年4月1日において設立の日から5年を経過していない協業組合については、第4条第1項及び第5条中「5年」を「7年」とする。

附則

この要領は、平成29年4月1日から施行し、同日以降に設立された協業組合について適用する。

附則

この要領は、令和元年7月22日から施行し、同日以降に設立された協業組合について適用する。

※様式省略